大臣の『五厘頭痛』

取らぬと貰わぬ重役

目下課長会議で思案最中

六月一日からの新料金

職工との争ひで大騒になつてゐる大阪電燈は争議の方は会社の勝と定まつたので今度は金儲けの方へ一転し十二日は朝から課長会議を開き六月一日から行れる改正値段料金の徴収方法を講究してゐる問題の中心は例の五厘付料金である、標準料金十六燭光五十五銭五厘とすれば各燭光により回数な厘毛の端が出て来るが課長会議では端数に対しては四捨五入を採用するに大体決した、さて四捨五入から生じる損得の比較は左の通りとなる

燭	厳密な料金	改定料金
八燭	五一銭二三	五一銭
十六燭	五五銭五	—
廿五燭	七四銭七一	七五銭
四十燭	一〇三銭五三	一〇四銭
五十燭	一二二銭四四	一二二銭
八十燭	一八一銭四四	一八一銭
百燭	二二三銭四六	二二三銭

以上の数字を通じて来るがその結果会社が五厘を値切つたこのために一銭見当の損をする需用家は八燭と五十燭で一銭の得は八十燭と百燭それから五厘引かれたカナ二にもならず新値そのまゝの需用家は二十五燭と四十燭の二つである、これ等のために会社の受ける減収は一個年で六銭七千二百円である、

扨て五厘といふ金をドウして徴収するか、課長会議で五厘の剰余切手を剰余に使用したらとの案があつたが需要家が取つて呉れねば仕方がない、会社で五厘券を発行すれば法律に抵触するのみかヨシもや需用家が取つて呉れねば仕方がない、逓信局では五厘銅貨の鋳造は絶対に止めてゐるので問題はいよいよ難しい

新料金は既に逓信省の認可を得て済んでゐるが五厘に祟られて大阪では大頭痛、而も郵便切手、五厘券といふ会社にとつては調法な頭痛薬は以上の如く効き目がない、一層の事標準料金を五十五銭にすれば問題は簡単に解決だがソレは損になるので重役会は『五十五銭五厘を標準との五厘を如何なる方法によつても徴収せねばならぬ』と意地張る、課長会議はドウなることか、二三日中は妙案が出るかどうか疑はしい

本省から事務官来る

復職者三百余名

職工も総言も戸別訪問

大阪の労働争議問題に関し内務省では更に安井事務官を急遽派遣せしめた、同氏は十一日来阪すると同時に府特別高等課に那須課長を訪ひ事件の真相を詳かに聴取したるが十二日は職業紹介所よりの

批評をいふ〜〜態度で以て本省に報告して居る、十二日午前十時大阪電燈会社重役藤田氏は鉄原庶務課長を同伴して警察部に出頭重役を代表して謝意を述べた一方職工の復職状態は十二日正午までに帰参者

出勤所一百十七名、安治川発電所九十五名、計二百二十一名で尚新たに復職者増加の見込みである

尚一旦争議に参加した職工の申込は百十名以上に達して居るが採用期間は目下考究中である目下の所要人員は十二日に至り略ぼ充実した六月一日より施行する新規定を特に採用することに決したらしい

今後の取締

退職者側では会社に対抗する目的を以て持久戦を行ふ事となり一組三人で十五組を作り各退職者を戸別訪問し出勤中止復職見合せの勧誘をする由

右に関し警察側にてはその間或は脅迫的の態度に出るものもあるといふので刑事課員、特高課員を以て職工の自由意思保護並に特別検挙班を編成し職工側と同様各戸別訪問を行ひ厳重な取締を励行する事に決した

職工十日間示威

桜島出張所の職工側は十二日午前八時から西田町畑中方の事務所に集合し総指揮者見習係員並他各委員協議の結果示威運動を起すに決し一千名を一隊とした職工達は友愛会員と共に『友を殺すものは己を殺すものなり』『待て出て職工諸君』等の文字を大書した長旒数旒を翻かせつゝ四貫島から梅田方面に長蛇の列を作らせた

所轄四貫島署では午前十一時半頃に至りそれと気着き署員出張して解散を命じたが職工側はこれに応ぜず遂に示威運動の目的を達し一方安治川の職工団も同じく午前八時頃から桜島町に籠つて終々協議を重ねてゐる

国粋会の仲裁

二條件を提示

大阪争議に関し十一日夜国粋会から仲裁を申込んだ事は既報の如きが十二日午前十時国粋会大阪本部の評議員山村総務は友愛会支部に西尾理事を訪つて正式に仲裁を申込み同理事が山村氏の同伴で自動車で国粋会副会長である総務土肥口氏の邸に赴いた

会長梅津氏は欠席したが鍋口副会長、理事長木谷義明佐々木氏之進、山村評議員及び井上、小倉、中川の各理事参集、十一時半から正式の仲裁交渉を開始した、先づ山村評議員から『過日来の争議は適当の人が協調に立つかと思つてゐたが誰も仲に入らなかつたので国粋会としては十日夜幹部会を開いた結果満場一致で仲裁に立つ事に決定した』と述べ之に対し西尾氏は

『国粋会として仲裁に立つと云ふ御好意に対しては感謝する次第で仲裁条件を示されれば吾々も夫れに応じないものでもない、併し今日は単に大阪電燈従業者の問題でなく一般の労働団体及び友愛会等にも関係ある事であるから今直く此処で仲裁を依頼すると云ふ訳にも行かぬ』

と答へ引続いて協議を進めたが結局仲裁を認めるか認めないは別問題として国粋会としては『団体交渉権』及び『犠牲者を出さゞる事』の二條件を会社側に認めしめる條件の下に調停を開始することになつた